

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県公営企業局管理規程	
①企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	1
〈4・1掲示〉	
②企業局職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程	3
③高知県企業局財務規程の一部を改正する規程	3
〈〃〉	

公営企業局管理規程

企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第12号

企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

題名中「企業局職員」を「高知県公営企業局職員」に改める。

第1条中「企業局」を「高知県公営企業局(第16条において「公営企業局」という。)」に、「職にある者」を「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」に改め、「。第14条において「外国派遣条例」という。」を削り、「第14条の2」を「第23条」に改める。

第2条第1項中「除く。)」を「除く。)、管理職手当」に、「単身赴任手当」を「単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当」に、「割合」を「割合並びに病院事業(高知県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年高知県条例第48号)第1条第1項第3号に掲げる病院事業をいう。以下同じ。)」に從事する職員に係る職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)第6条の4第3項において人事委員会規則で定めることとされている同条第1項各号に掲げる職員の区分に改める。

第3条中「局長」を「高知県公営企業局長(以下「公営企業局長」という。)」に改め、同条第2号中「(別表第2)」を

「(別表第3)」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 医療職給料表級別職務分類表(別表第2)
 - ア 医療職給料表(1)級別職務分類表
 - イ 医療職給料表(2)級別職務分類表
 - ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

第3条の2第1項中「職員の占める職」を「同表の中欄に掲げる職員」に改め、同条ただし書中「管理」を「電気事業及び工業用水道事業(高知県公営企業の設置等に関する条例第1条第1項第1号及び第2号に掲げる電気事業及び工業用水道事業をいう。)に従事する管理」に改め、同条の表を次のように改める。

勤務箇所	職員	調整数
発電管理事務所	すべての職員	2
総合制御所	すべての職員	1
本局及び各病院	医師(公営企業局長が定める職員を除く。)	2
各病院	放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	2
	危険な病原体に汚染された検体を取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	2
	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱う洗濯員	2
	放射線助手及び検査助手	1
安芸病院及び幡多けんみん病院	結核病棟に勤務する看護師及び准看護師	1
芸陽病院	病棟に勤務する看護師及び准看護師	2
	作業療法士	2
	心理判定員	1

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

幡多けんみん病院	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟(公営企業局長が定めるものに限る。)に勤務する看護師及び准看護師	1
----------	--	---

第4条第1項を次のように改める。

管理職手当を支給する職は、次の表に掲げる職(職には、正規の発令を受けた事務代理者を含むものとする。)とし、当該職を占める職員に支給する管理職手当の区分は、同表の左欄に掲げる職に応じ、それぞれ同表の右欄に定める区分とする。

職	区分
本局の次長 医監 参事 病院の院長 病院の副院長 病院の診療部長 病院の主任部長	2種
本局の課長 企画監 発電管理事務所長 総合制御所長 病院の看護部長 病院の副看護部長 病院の事務部長 病院の事務部次長(任用等級が2等級の者に限る。)	3種

第4条第2項ただし書中「第13条第1項の」を「第21条第1項に規定する」に改め、同項第1号中「公務上」を「職務上」に改め、同項第2号及び第3号中「第13条第4項第1号」を「第21条第4項第1号」に改める。

第15条を削る。

第14条の2を第23条とする。

第14条中「外国派遣条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例」に改め、同条を第22条とする。

第13条第1項中「(昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。)」を削り、同条第2項中「法」を「地方公務員法」に、「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第3項中「法」を「地方公務員法」に改め、同条第6項中「法第16条第1号に該当して法」を「地方公務員法第16条第1号の規定に該当し

て同法」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(病院事業に従事する職員に支給する勤勉手当)

第20条 病院事業に従事する職員に支給する勤勉手当の額は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に次項に規定する病院事業の経営状況を各病院ごとに考慮して定める割合（同項において「業績率」という。）を乗じて得た額を、算定額に加算し、又は減額した額とする。

2 業績率は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合の範囲内で公営企業局長が定める。

職	割合
公営企業局長 病院の院長	40パーセント
本局の次長（病院事業に従事する者に限る。） 病院の副院長 病院の診療部長 病院の主任部長 本局の課長（病院事業に従事する者に限る。） 病院の部長 病院の看護部長 病院の副看護部長 病院の事務部長 病院の事務部次長（任用等級が2等級の者に限る。）	30パーセント
病院の医長 病院の副医長	20パーセント
上記以外の職	10パーセント

第12条の見出し中「管理職手当等」を「回転翼航空機搭乗手当等」に改め、同条中「管理職手当」を「回転翼航空機搭乗手当、死体取扱手当、夜間看護等手当、感染症病室内作業手当、放射線取扱手当、浄化槽等保守管理手当」に、「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当」を「及び宿日直手当」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

(宿日直手当)

第18条 就業規程第10条第1項第1号から第3号までに掲げる勤

務を行った職員に対しては、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる当直勤務に応じ、当該各号に定める額（正規の勤務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日及びこれに相当する日で公営企業局長が別に定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 就業規程第10条第1項第1号及び第3号に該当する当直勤務 4,200円

(2) 就業規程第10条第1項第2号アに該当する当直勤務 2万円

(3) 就業規程第10条第1項第2号イ、ウ及びエに該当する当直勤務 5,900円

第9条から第11条までを削る。

第8条の3を第17条とする。

第8条の2中「企業局」を「公営企業局」に改め、同条を第16条とする。

第8条を第15条とする。

第7条中「（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第14条とする。

第6条第2項中「行なう」を「行う」に、「洪水時」を「洪水時」に、「吊上げ」を「つり上げ」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の6条を加える。

(回転翼航空機搭乗手当)

第7条 救急医療等の業務のため回転翼航空機に搭乗した職員に対しては、その搭乗した時間1時間につき1,900円の回転翼航空機搭乗手当を支給する。

2 公営企業局長が定める特殊条件下の業務に従事した時間がある場合の回転翼航空機搭乗手当の額は、前項に規定する回転翼航空機搭乗手当の額に、当該業務に従事した時間1時間につき当該額の100分の30に相当する額を加算した額とする。

3 捜索救難（訓練を含む。）の業務のために、飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合におけるその日の属する月の回転翼航空機搭乗手当の総額は、降下した日1日につき870円を加算した額とする。

(死体取扱手当)

第8条 病院に勤務する職員で、職務に関連して死体の処理の作業に従事したものに対しては、その従事した日1日につき1,000円の死体取扱手当を支給する。ただし、死体1体につき3,000円を超えることができない。

(夜間看護等手当)

第9条 病院に勤務する助産師、看護師、准看護師若しくは看護助手、薬剤師、臨床検査技師又は診療放射線技師若しくは診療エックス線技師である職員で、正規の勤務時間による勤務の一

部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の当該業務に従事したものに対しては、次に掲げる勤務1回当たりの深夜における勤務時間の区分に応じ夜間看護等手当を支給し、当該支給する額は当該各号に定める額とする。

勤務1回当たりの深夜における勤務時間	金額
4時間以上	3,300円
2時間以上4時間未満	2,900円
2時間未満	2,000円

2 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち公営企業局長が定める職員で、正規の勤務時間（高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号。以下「就業規程」という。）第4条から第6条までに規定する正規の勤務時間をいい、第18条第2項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間（就業規程第23条に規定する休日その他公営企業局長が指定する日の正規の勤務時間を含む。）において、勤務の時間帯その他に公営企業局長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したものに対しては、その勤務1回につき1,620円の夜間看護等手当を支給する。

3 病院に勤務する職員が深夜における勤務の交替又は救急呼出しに伴う通勤を行う場合において特別の考慮を必要とすると認められるときは、当分の間、第1項又は前項に規定する夜間看護等手当の額に、1,140円の範囲内で当該事情に応じて公営企業局長が定める額を加算することができる。

(感染症病室内作業手当)

第10条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに公営企業局長がこれらに相当すると認める感染症（以下この条において「感染症」という。）の患者を入院させる感染症病室に配置されている職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）で、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したものに対しては、その従事した日1日につき290円の感染症病室内作業手当を支給する。

(放射線取扱手当)

第11条 病院に勤務する診療放射線技師若しくは診療エックス線技師若しくはこれらに準ずる勤務を命ぜられている放射線助手でエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したもの又は放射線の業務に従事するその他の職員で公営企

業局長が定める作業に従事したものに対しては、その従事した日1につき230円の放射線取扱手当を支給する。

(浄化槽等保守管理手当)

第12条 病院の施設管理業務に従事する職員（技能職給料表の適用を受ける職員に限る。）で、病院の浄化槽、汚水槽又は雑排水槽の保守管理のため直接汚物に接触する作業に従事したものに対しては、その従事した日1につき250円の浄化槽等保守管理手当を支給する。

第5条第1項中「特殊勤務手当は」を「特殊勤務手当は、回転翼航空機搭乗手当、死体取扱手当、夜間看護等手当、感染症病室内作業手当、放射線取扱手当、浄化槽等保守管理手当」に改め、同条第3項中「職員には、」を「職員には、回転翼航空機搭乗手当、夜間看護等手当、放射線取扱手当及び」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(初任給調整手当)

第5条 職員に支給する初任給調整手当の額は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、病院事業に従事する職員のうち公営企業局長が定める職員にあっては、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により支給されるべき額の2分の1に相当する額を支給するものとする。

付則第8項に見出しとして「（給料の調整額に関する特例）」を付し、同項ただし書中「職員就業規程第8条第13項及び第22項」を「就業規程第32条第6項及び第35条第7項」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

付則に次の2項を加える。

(初任給調整手当に関する特例)

9 第5条の規定の適用については、当分の間、同項中「よるとあるのは「より支給されるべき額に公営企業局長が定める額を加算した額とする」と、「額の」とあるのは「額に公営企業局長が定める額を加算した額の」とする。

(病院事業に従事する職員に支給する勤勉手当に関する特例)

10 第20条の規定は、当分の間、公営企業局長の定める職員については、これを適用しない。

別表第2の4級の項を削り、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表級別職務分類表

1 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	技師又は主査の職務
2級	副医長の職務

3級	医長の職務
4級	院長、副院長若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務

2 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主査の職務
3級	係長又は主幹の職務
4級	困難な業務を分掌する係長又は主幹の職務
5級	薬剤長、副薬剤長、技師長、副技師長、班長若しくは主任の職務又はこれらに相当する職務
6級	相当困難な業務を分掌する薬剤長の職務若しくは技師長の職務又はこれらに相当する職務
7級	困難な業務を分掌する薬剤長の職務

3 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主査の職務
3級	主幹の職務又はこれに相当する職務
4級	相当困難な業務を分掌する主幹の職務又はこれに相当する職務
5級	看護長の職務若しくは主任の職務又はこれらに相当する職務
6級	看護部長の職務又はこれに相当する職務

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
企業局職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日（掲示済）

高知県公営企業局管理規程第13号  
企業局職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

企業局職員の旅費に関する規程（昭和32年高知県電気局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「企業局職員」を「高知県公営企業局職員」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日（掲示済）

高知県公営企業局 中澤 彰穂
高知県公営企業局管理規程第14号

高知県企業局財務規程の一部を改正する規程

高知県企業局財務規程（昭和37年高知県電気局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程

第1条中「高知県企業局」を「高知県公営企業局」に、「における」を「の電気事業及び工業用水道事業（高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる電気事業及び工業用水道事業をいう。）」に改める。

第2条第1項中「、企業副出納員」を削り、同条第2項中「総務課長」を「総務課長及び総務課課長補佐」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 総務課課長補佐の職にある企業出納員は、総務課長の職にある企業出納員を補助し、総務課長の職にある企業出納員に事故あるとき又は当該企業出納員が欠けたとき若しくは不在のときに企業出納員の職務を行う。

第2条第4項中「経理班長」を「チーフ（経理担当）」に、「あてる」を「充てる」に改め、同条第5項中「高知県企業局長」を「高知県公営企業局長」に改める。

第3条第3項を削る。

第5条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第11条第1項中「高知県企業局組織規程」を「高知県公営企業局組織規程」に、「の長」を「(以下「事務所」という。)の長をいう。以下同じ。」に改める。

第31条第1項第5号中「(以下「所」という。)」を削る。

第42条第1項中「所」を「事務所」に改める。

第78条第1項中「法」を「地方公営企業法」に、「速やかに次の各号に」を「5月31日までに次に」に、「経、」を「経て」に改める。

第79条中「10月10日」を「10月31日」に改める。

第80条中「毎年11月30日までに」を削る。

第85条中「5月20日」を「5月31日」に改める。

別記第1号様式中

「高知県企業局長 団」

を

「高知県公営企業局長 団」

に改め、同様式裏面中「企業局」を「公営企業局」に改める。

別記第1号様式の2中

「高知県企業局 氏 名 様」

を

「高知県公営企業局長 氏 名 様」

に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式の1までの規定中

課長補佐	班長
(企業副 出納員)	経理班長

課長補佐	チーフ
	チーフ (経理担当)

に改める。

別記第4号様式の2及び別記第4号様式の3中

課長補佐	班長
企業副 出納員	経理班長

を

課長補佐	チーフ
	チーフ (経理担当)

に改める。

別記第4号様式の4から別記第5号様式までの規定中

課長補佐	班長
(企業副 出納員)	経理班長

を

課長補佐	チーフ

	チーフ (経理担当)

に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「・第52条」を「、第52条」に改める。

別記第18号様式中

班
長

を

チ
ー
フ

に、

係
係

を

係
係

に改める。

別記第19号様式中

課長補佐	班長

(企業副) 出納員	経理班長
」	
を	
「	課長補佐 チーフ
」	

	チーフ (経理担当)
」	

に改める。
別記第20号様式中

「高知県企業局」

を

「高知県公営企業局」

に、
「高知県企業局長」

を

「高知県公営企業局長」

に、

「高知県企業局指定金融機関
四国銀行県庁支店」

を

「高知県公営企業局指定金融
機関四国銀行県庁支店」

に改める。
別記第20号様式の2中

「高知県企業局」

」

を
「高知県公営企業局」

に、
「高知県企業局長 印」

を
「高知県公営企業局長 印」

に、

「高知県企業局指定金融機関
四国銀行県庁支店」

を
「高知県公営企業局指定金融
機関四国銀行県庁支店」

に改める。
別記第21号様式中

「高知県企業局長」

を

「高知県公営企業局長」

に改める。

別記第22号様式中

「高知県企業局長」

を

「高知県公営企業局長」

に改める。

別記第24号様式中

「高知県企業局長」

を

「高知県公営企業局長」

に改める。

別記第25号様式中

「高知県企業局長 氏名 様」

を

「高知県公営企業局長 氏名 様」

に改める。

別記第26号様式の現金用の(ア)及び(イ)中

「高知県企業局 - 高知県企業局」

」

を
「高知県公営企業局 - 高知県公営企業局」

に、
「高知県企業局長」

を
「高知県公営企業局長」

に改め、同様式の現金用の(ウ)中

「高知県企業局 - 高知県企業局」

を
「高知県公営企業局 - 高知県公営企業局」

に、
「高知県企業局」

を
「高知県公営企業局」

に改め、同様式の現金用の(エ)中

「高知県企業局 - 高知県企業局」

を
「高知県公営企業局 - 高知県公営企業局」

に、
「高知県企業局長」

を
「高知県公営企業局長」

に改め、同様式の現金用の(エ)の裏面中「金額の受取り」を「の
金額の受取」に、「表面」を「左の」に改め、同様式の小切手用
の(ア)、(イ)及び(ウ)中

「高知県企業局 - 高知県企業局」

を
「 - 」

に、
「高知県企業局長」

を
「高知県公営企業局長」
に改める。

別記第27号様式中
「高知県企業局長様」

を
「高知県公営企業局長 様」
に改める。

別記第28号様式中
「高知県企業局長」

を
「高知県公営企業局長」
に改める。

別記第28号様式の2中
「高知県企業局長 様」

を
「高知県公営企業局長 様」
に改める。

別記第29号様式中
「高知県企業局長 氏 名様」

を
「高知県公営企業局長 氏 名様」
に改める。

別記第30号様式及び別記第31号様式の1中
「」

課長補佐	班長
(企業副 出納員)	経理班長

を
「 」

「」

に、
「高知県企業局長様」

を
「高知県公営企業局長 様」

に、
「職氏名」

を
「職・氏名」

に改める。
別記第31号様式の2中

「」

を
「」

に、
「」

を
「」

に、
「」

を
「」

に、
「」

を
「」

に、
「」

を
「」

係
」

を
「」

に、「上記の通り」を「上記のとおり」に、

「高知県企業局長 氏 名様」

を
「高知県公営企業局長 氏 名様」

に改める。
別記第33号様式中

「」

を
「」

に改める。
別記第34号様式中

「」

を
「」

を
「」

を
「」

[]

に、
「高知県企業局長 様」
を
「高知県公営企業局長 様」
に改める。

別記第35号様式中

課長 補佐	副出 納員	班長	係

を

課長 補佐	チーフ	係

に改める。
別記第38号様式及び別記第39号様式中

「高知県企業局長 氏」名印
を
「高知県公営企業局長 氏」名印
に改める。

別記第40号様式中

「高知県企業局長 様」
を
「高知県公営企業局長 様」

に改める。

別記第42号様式及び別記第43号様式中

「班長」

を
「チーフ」

に改める。
附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正前の高知県企業局財務規程に規定する様式は、この規程による改正後の高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。